

【相続・遺言特集】

既に「せいわだいにゆへす」241号、243号で記事を掲載しましたが、改めて【特集】4ページで一挙掲載することにしました。

編集委員会

「相続」って何？

清和台の皆様、こんにちは!!
清和台西5で行政書士事務所を開設しております、行政書士

講演会のお知らせ

日時 9月29日(火)

13時30分～15時30分

場所 第2自治会館

内容 相続・遺言について

この特集記事に沿って分り易く講演され、質疑応答の時間もあります。

講師 行政書士

満岡 靖雄氏

の満岡 靖雄(みつおか やすお)と申します。

この度相続や遺言について「せいわだいにゆへす」で解説させて頂いたことになりましたので、よろしくお願いいたします。

併せて左上案内の講演会も実施し、皆さんの質疑に答えたいと思います。

「相続」って何？

相続・遺言基本①

さて、「相続」という言葉の意味ですが、簡単に言いますと「人が亡くなったときに、その人が持っていた財産を相続人が受け継ぐこと」と言えます。

財産には、家や貯金等の「プラス財産」はもちろん、ローン等の「マイナス財産」も含まれますが、こうした「財産上の権利と義務」が、人が亡くなった時にまるごと相続人に移ること

になります。

では誰が相続人になるのでしょうか？

法定相続・子がいる場合

相続・遺言の基本②

「法定相続人」とは民法で定められている「相続の権利がある人」のことです。

まず、被相続人の配偶者は、どんな場合でも法定相続人になります。



配偶者以外の法定相続人は順位が決められており、その順位の人々が誰もいないか、全員が相続放棄をした場合に、はじめて次の順位の人々が法定相続人になります。

- その順位を簡単に説明しますと、以下の通りとなります。
 - ①子(または孫)
 - ②父母(または祖父)
 - ③兄弟姉妹(または甥・姪)
- 子がいる場合には、法定相続

分(民法で定める相続の割合)

は、配偶者は1/2、子は残りの1/2を人数で割って計算します。(配偶者がいない場合には、そのまま子の人数で割ります)

養子も実子と同じ法定相続分となります。

なお、非嫡出子(婚外子)の法定相続分は子の1/2とされていましたが、現在は子と同じです。



法定相続・子がなく父母が

健在の場合

相続・遺言の基本③

被相続人に子がおらず、父母が健在の場合には、父母が法定相続人となります。(配偶者が必ず法定相続人になることは、子がいる場合と同じです)

法定相続分は、配偶者が2/3、父母は残りの1/3を人数で割って計算します。(配偶者がいない場合には、そのまま親の人数で割ります)

父母がいらない場合には、祖父、祖母もいない場合には曾祖父母というように法定相続人が移っていきます。

ただし、例えば父が健在で、母が既に亡くなっているが、母の父母（母方の祖父母）は健在、という場合には、父は法定相続人になりませんが、母方の祖父母は法定相続人にはなりませんので、注意が必要です。

また、実の父母だけではなく、養父母も法定相続人になります。

法定相続・子、父母がなく、

兄弟姉妹が健在の場合

相続・遺言の基本④

被相続人に子・父母等がおらず、兄弟姉妹が健在の場合には、兄弟姉妹が法定相続人となります。（配偶者が必ず法定相続人になることは、子がいる場合と同じです）

法定相続分は、配偶者が3/4、兄弟姉妹は残りの1/4を人数で割って計算します。（配偶者がいない場合には、そのま

ま兄弟姉妹の人数で割ります）

兄弟姉妹が既に亡くなっている、その兄弟姉妹に子（甥・姪）がいる場合には、その甥姪が法定相続人となります。（「代襲相続」といいます。詳細は次項で解説いたします）

また、異父または異母兄弟姉妹の法定相続分は、同じ父母の兄弟姉妹の半分となります。

なお、被相続人の父母と養子縁組をしている血縁関係のない兄弟姉妹も、実の兄弟姉妹と同じ法定相続分となります。



代襲相続とは、本来法定相続人となるべき人が既に亡くなっている場合に、その子達が法定相続人となることを言います。

代襲相続について

相続・遺言の基本⑤

例えば、被相続人の子が既に亡くなっており、その子（孫）がいる場合にはその孫が、その孫も既に亡くなっている更にそ

の子（曾孫）がいる場合にはその曾孫が法定相続人（代襲相続人といえます）となります。

また、子も父母等もいなく、既に亡くなっている兄弟姉妹に子（甥姪）がいる場合には、その甥姪が代襲相続人となります。

ただし、その甥姪が既に亡くなっている場合でも、その甥姪の子（姪孫）は代襲相続人にはなりません。

父母については、代襲相続の考え方はありませんので、例えば父が健在、母が既に亡くなっている場合でも、母の父母が健在、という場合でも、母の父母が母に代わって（代襲して）法定相続人になるということはありません。

遺留分について

相続・遺言の基本⑥

遺留分とは、「一定の相続人が最低限相続できる財産」のことをいいます。

例えば、被相続人が「全ての財産を（法定相続人ではない）Aさんにあげる」という遺言書を書いていた場合、そのままでは法定相続人は財産を相続することができませんが、遺留分の定めによって、Aさんに対して、一定の割合の財産を請求することができません。

請求できる遺留分は、「法定相続分の半分」と考えればわかりやすいですが、法定相続人が父母のみ、または父母と配偶者のみの場合は割合が異なります。また、兄弟姉妹には遺留分は認められていません。

遺留分を請求する場合には、「遺留分減殺（げんさい）請求」をする必要がありますが、時効がありますので、注意が必要です。

遺言書を書く際には、トラブルを避けるために遺留分を考慮することも大切です。





相続税について 番外編

平成27年から相続税のしくみが大きく変わっています。

これにより、相続税の対象となる方は全体の約4%から約10%になると言われています。

基礎控除額（遺産総額から差引できる額）は3千万円＋（法定相続人の人数×6百万円）となりました。

例えば、法定相続人が1名の場合、今までは遺産額が6千万円以下の場合には相続税の申告は不要でしたが、改正により遺産額が3千6百万円を超える場合には、少なくとも相続税の申告が必要となります。

課税対象となる方にとっては相続税対策などの問題が生じます。相続税対策としては「節税対

策」と「納税資金対策」の二つがあります。

節税対策は資産を減らすこと（贈与等）、資産評価を下げる（土地の有効活用等）が考えられます。

納税資金対策としては生命保険の活用等が考えられます。

「遺言」って何？

遺言書について

遺言について①

遺言は「遺族に残す最後のメッセージ」ですが、法律的には「自分の死後、法律上の効力を発生させる目的で、あらかじめ書き残しておく意思表示」といえます。

ちよつと難しい言い方ですが、いわゆる「遺産の分け方の指定」だけではなく、婚外子の認知など、身分関係に関する事も遺言書に記載することができます。

但し、遺言書に記載できる事

項は民法で定められています。

また、遺言書の作成方法も厳格に定められていますので、慎重に書かないと遺言が無効になることがありますので、注意が必要です。

なお遺言には、自分で作成する「自筆証書遺言」、遺言書を公正証書にする「公正証書遺言」、遺言書を封印して公証人役場で本人証明をしてもらう「秘密証書遺言」の3種類があります。



自筆証書遺言について 遺言について②

自筆証書遺言とは、一言で言う、自分で作成する遺言書のことです。

全文自筆・作成年月日の記入・署名および押印が必要となります。

す。

代筆はもちろん、パソコン・ワープロでの作成も認められません。

加除訂正は2本線での訂正・訂正印の押印・加除訂正した旨の付記が必要です。

様式（縦書き・横書き）や用紙の種類、大きさ、筆記用具は自由です。

封入・封印も自由ですが、秘密保持の観点から封入・封印しておくほうがよいでしょう。

自筆証書遺言は費用がかかりませんが、手軽に作成することができません。様式不備で法的に無効になったり、自筆かどうかで争いになったりする危険や、保管上の心配があります。

また本人の死後、家庭裁判所で検認手続きが必要です。



公正証書遺言について
〜遺言について③

公正証書遺言は、遺言書を公正証書にもらう方法です。遺言者が公証人役場に出向き、証人2人立会いのうえ遺言を口述し、公証人がそれを筆記します。

公証人は遺言者と証人に遺言を読み聞かせ、遺言者と証人は筆記の内容を承認したうえで署名・実印押印します。

これに公証人が署名捺印して公正証書遺言が完成します。

公正証書遺言の原本は公証人役場で保管され、遺言者には正本が交付されます。

証人は、遺言者の相続人等はなることができます。

なお、寝たきりの人など、公証人役場に向くことが困難な場合には、公証人に出張してもらうことも可能です。

費用や手間はかかりますが、

法的な効力や保管についての心配がなく、自書する必要もなく検認手続きが不要と数々のメリットがありますので、最近では公正証書遺言を選ぶ方が増えていきます。

遺言書作成のポイント
〜遺言について④

遺言書は、法律で書き方が定められています。

せっかく書いた遺言書に間違いがあれば、意味のないものになってしまうので、間違いのないように書きましょう。

遺言書の書き方のポイントには、遺言の種類に関わらず、「誰に」「何を」「どれだけ」相続させるのかをはっきりと明記することです。



また付言事項として、家族・親族への感謝の言葉と共に、遺産分けの理由を記載することができます。

この付言事項を書くことにより、遺言者の意思をしっかりと伝え、遺産の承継をスムーズにさせる効果が期待できます。

また遺言執行者（遺言内容に従って手続きをする人）も指定しておいた方が良いでしょう。

遺言執行者を指定しておく、何かと手続きがスムーズになります。

遺言執行者は受遺者（遺言によって財産を取得する人）か専門家を指定する方が多いです。



さて、4ページにわたって相続・遺言について解説させていただきましたが、いかがでしたか？

できるだけわかりやすい言葉での解説を心掛けましたが、そ

れでもわかりにくい、と思われる方もいらっしゃると思います。また、この特集では相続・遺言の「基本」を解説しましたので、実際の場面では、より複雑になる場合もあります。

もしご質問・ご相談等ございましたら、お気軽に弊所へご連絡ください。

できるだけわかりやすく、説明させていただきます。（もちろん無料で対応いたします）

また、9月29日（火）に第2自治会館で講演を行いますので、興味をお持ちの方は、是非ご参加いただければと存じます。

（この冊子をお持ちいただければ、よりわかりやすいと思います）

最後までお読みいただき、ありがとうございます。

みつおか行政書士事務所

行政書士 満岡 靖雄

清和台西5-4-99

TEL 799-4874